

平成21年 6月16日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2005～2008

課題番号：17520455

研究課題名(和文) 近世後期、畿内先進地域における地域社会構造と大庄屋に関する研究

研究課題名(英文) A research of OJOYA and the structure of regional society in early modern advanced KINAI area

研究代表者

志村 洋(SHIMURA HIROSHI)

関西学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272434

研究成果の概要：近世後期の摂津国尼崎藩における大庄屋(十数から二、三十ヶ村を一行政区として支配する最上層の村役人)制を事例として、畿内先進農業地帯における村落地域社会の構造と大庄屋制の特質を検討した。結果、①尼崎藩での大庄屋の組(一大庄屋の支配区域)行政は、大庄屋と数人の支配下庄屋らによって担われ、尼崎城下の町宿の果たす役割が大きかったこと、②1830年頃から1850年頃にかけて組行政の担い手たる庄屋に変化が見られたが、その時期はいわゆる富農経営が経営的限界に達した時期と一致したことなどが明らかとなった。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,100,000	0	1,100,000
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,800,000	300,000	3,100,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本史 近世 大庄屋 地域

## 1. 研究開始当初の背景

(1)摂津・河内などの畿内平野部農村は、戦前の農民階層分解論の段階から先進地型農村として理解され、戦後1950～60年代の寄生地主制論争においても、重要な個別事例研究がいくつも明らかにされてきた地域である。近世後期の畿内先進農村では、綿作や菜種作が表作の稲作を蚕食するほどに行われ、中農層の手作経営を軸とした商品作物生産が高度に展開した、いわゆる富農型経営が見られた地域であ

るとされる。しかし、こうした畿内先進農業地帯に関する研究史は、次に述べる国訴・郡中議定研究ではほとんど顧みられておらず、1990年代以降の地域社会構造論においても十分に考慮されていない。

(2)1980年代に進展した国訴・郡中議定研究は、上記の畿内農村史研究の蓄積とは距離をおいて進められてきた。「地域的公共性」をキーワードにして、村役人層の村を越えた政治的力量の獲得過程を論じた国訴・郡中議定研究は、当時学界に大きな影響を与えていた世直し状

況論に対して鋭い批判を投げかけた。「公共性」への着目は、幕末から近代初頭にかけての地域自治の段階的発展とその変質を一定程度明らかにすることに成功したが、その反面で、国訴や議定が結ばれる地域内の階層間矛盾等については目を閉ざす(ないしは軽視する)研究風潮を生むこととなった。

国訴・郡中議定論をはじめとする1980年代後半以降の組合村論的地域運営論は、以上のような特徴を持つが故に、①地域内の階層間矛盾への目配りが乏しいこと、②18世紀半ば以前の地域社会像が不明瞭であることといった課題を残していた。加えて、③藩領における地域像が未解明であるといった難点も存在していた。

(3)以上のような点から、畿内の個別藩領における地域運営の特質と社会構造に関する実態的研究は研究史上重要な意味を持つものと思われる。

## 2. 研究の目的

1950～60年代に興隆した畿内農村史研究や1980年代以降の組合村研究に学びながら、中間支配機構としての大庄屋という論点を新たに加えることで、従来未開拓であった畿内先進農業地域における藩領大庄屋制の特質を明らかにすることを目的とした。具体的には、①一人の大庄屋が管轄した一行政区内の近世後期における社会構造の変化を明らかにすること、②大庄屋としての職務・活動内容と行政区内村々が抱えた諸問題との関わりを明らかにすること、③大庄屋を中心にした組行政システムの特質解明、④行政区村々と尼崎城下商人との関係を解明することなどを当初の目的とした。

## 3. 研究の方法

近世後期に尼崎藩瓦林組の大庄屋・庄屋を歴任した武庫郡上瓦林村の岡本家文書を主たる分析対象とした。岡本家文書の大半は『尼崎市史』編纂時にマイクロフィルム撮影されていたため、現在尼崎市立地域研究史料館が所蔵する同家文書マイクロフィルムから焼き付けを行った。

また同じ畿内農村といっても、早期から綿作や菜種作が広範に展開し方絞油業や繰屋などの農村工業が高度に発達していた摂津国西部地域と、さほど在方の商工業が発達していなかった畿内南部の中山間地域等とは当然状況が異なることが予想された。そのため、比較対象事例として、和泉国大鳥郡上神谷の小谷家文書(国文学研究資料館アーカイブズ系所蔵)も参照した。

研究開始当初は、大庄屋家文書中の大庄屋入用関係文書と日記類を中心に尼崎藩大庄屋

の具体的職務内容の追究をめざしたが、その後岸添和義氏の論文「尼崎藩の大庄屋について」(『地域史研究』101、2006年)が公表されたことにより、地域的入用の分析に研究の重点を移した。また、地域社会構造把握については武庫郡瓦林組を分析対象に設定したが、かつての八木哲浩氏による自治体史叙述(『尼崎市史』『西宮市史』等)が現在もなお高い水準にあることが判明したため、氏の検討結果に多くを依拠しつつ、御用銀・御借入銀関係史料や冥加銀関係史料、宗門人別改関係史料なども合わせて、より精緻な瓦林組内の構造把握に努めた。

そうした尼崎藩大庄屋関係史料を見ていくなかで、大庄屋役を歴任した家の家意識や身分意識が改めて重要な問題として浮かび上がってきた。瓦林組岡本家の場合、元禄期と弘化期がひとつの画期であった形跡が窺われた。全国的にみて、元禄期と弘化期は大庄屋家の意識形成にいかなる影響を与えた時期なのか。この点を検討するために、地域は大きく異なるが、参考となる事例を残していた信州松本藩の大庄屋格式一件などを検討した。

## 4. 研究成果

以下では主に地域的入用から明らかになる尼崎藩大庄屋制の特質について述べる。

(1)尼崎藩の地域的入用は、大仲間割入用—組入用—村入用などといった重層的構造をなしており、重層的構造をなすという点において、久留島浩氏がかつて論文「幕領における郡中入用と組合村入用について」で明らかにした幕領の地域的入用と共通であった。しかし、久留島浩氏が指摘した「御用」と「惣代用」などといった経費区分は尼崎藩では行われておらず、領主支配関係費と地域の自治的経費とが截然と区別されずに算用されていた点に特徴があった。こうした特徴は、雑税などを原資とする多額の米金が大庄屋行政区で管理され、藩の許可のもと行政区の諸経費に振り向けられていた西南地方の領国藩などにおいてより顕著に検出される(又野誠「近世後期萩藩村落の庄屋元足役貫の算用と農村支配」渡辺尚志編『幕末維新期萩藩村落社会の変動』)。尼崎藩のような事例は、そうした西南大藩と幕領組合村との中間に位置づけることができる。

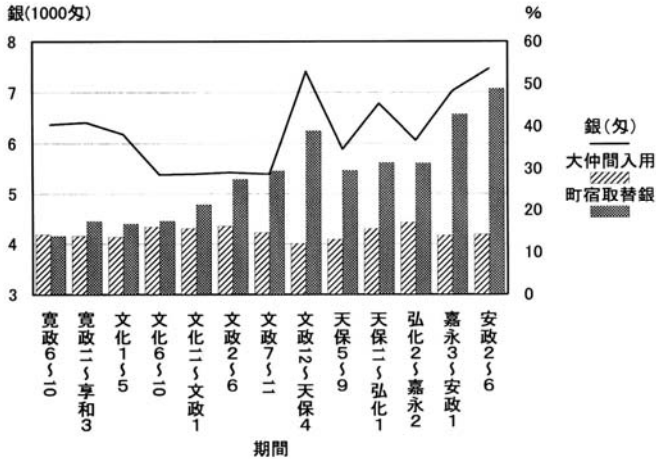
(2)尼崎藩領の地域的入用システムは、元禄期の組入用帳と19世紀中の組入用帳とを比較検討することによって、遅くとも18世紀初頭までにはその原型が整えられていたと判断することができた。しかし、18世紀初頭と19世紀の組入用帳を比較検討すると、19世紀のものの方が支出項目の点で細分化されており、かつ定額給付の項目が多くなる傾向にあった。両時代の間には、算用担当者の個人的裁量に任せられていた段階から次第に入用システムが制度化・可視化された段階

への移行が窺われた。

(3)大庄屋の行政区運営の変化は一年間の運営経費を記録した組入用帳からある程度明らかにすることができた。

寛政6(1794)年から安政6(1859)年までの66年間を対象に、1年間に組運営で必要とされた銀の総額(5年平均値)をまとめると次表のごとくになった。

組入用銀総額の推移と大仲間入用銀・町宿取替銀の比率 (5年平均)



[学会発表] (計1件)

- ①志村洋 「19 世紀藩領大庄屋制に関する若干の論点について—身分・行政・広域訴願—」 日本史研究会1月例会 2009年1月25日 京大会館

[その他]

「大庄屋の家と八卦占い」  
長野県立歴史館 2008 年度夏季企画展図録『大庄屋って何?』(長野県立歴史館、2008 年7月)p61、62

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

志村 洋 (SHIMURA HIROSHI)  
関西学院大学・文学部・教授  
研究者番号 90272434

### (2)研究分担者

なし

### (3)連携研究者

なし